

ECO-TOPプログラム認定審査基準

	平成19年10月1日
	19環自計第837号
改正	平成22年 4月 1日
	21環自計第1571号
改正	平成24年5月18日
	24環自計第312号
改正	平成29年11月9日
	29環自計第653号
改正	平成30年12月25日
	30環自計第766号
改正	令和2年7月20日
	02環自計第296号
改正	令和6年10月15日
	6環自計第403号

第1条 総則

- (1) 自然環境保全のための人材育成プログラム(以下「ECO-TOPプログラム」という。)に申請する大学の課程認定、更新認定及び変更承認の審査は、ECO-TOP プログラム認定審査基準(以下「審査基準」という。)の定めるところによるものとする。
- (2) 審査基準は、ECO-TOP プログラムを認定するのに適当と認められる最低の基準とする。
- (3) 東京都は、ECO-TOP プログラムの認定に係る審査に当たり ECO-TOP プログラム認定検討会(以下「検討会」という。)に意見聴取することができる。

第2条 教育目標の設定

ECO-TOP プログラムは、今後の持続可能な社会の構築に向けて自然環境を保全するために、自然環境分野で幅広い知識と専門性を備えアクティブに行動できる人材を大学・企業・NPO 等が連携して育成し、社会へ送り出していくことを目的としている。そのため、ECO-TOP プログラムを申請する教育課程において、ECO-TOP プログラムの目的に即して、次のような自然環境に軸足を置いたジェネラリストの育成を目指した教育目標を設定することとする。

- (1) 自然環境保全に向けて様々な主体と協働できる能力がある人
- (2) 一地域の現場から、次世代を見据え、グローバルな視野に立って自然環境を考えることができる人

- (3) 論理的思考力と説明・コミュニケーション能力がある人
- (4) 決定能力とリーダーシップがある人
- (5) 現場感覚を持ち、アクティブに行動できる人

第3条 教育課程の設定

- (1) ECO-TOPプログラムは、自然環境に関連する幅広いカリキュラムを体系的に履修することとする。カリキュラム設定に当たっては、主に動植物、生態系等、自然環境に関連し、かつ、自然科学、社会科学及び人文科学の各分野にまたがるよう、学際的かつ総合的に科目を設定することとする。

各分野の中心となる科目を次のとおり例示し、ECO-TOPプログラムにおける中心科目として推奨する。

自然科学：生物学・生態学、農学・林学・造園学、地理学・地学・地図学

社会科学：環境法制度、環境経済学・環境経営学、環境政策、地域環境学・景観論・自然ツーリズム学

人文科学：環境倫理、コミュニケーション学、環境教育

ECO-TOP 総合科目：カリキュラムの導入科目

- (2) 共通する必修科目は、カリキュラムの導入科目とし、その他の必修科目については申請された教育課程の特徴を鑑み、設定することとする。
- (3) ECO-TOP プログラムのカリキュラムの導入科目は、環境分野の現在の課題と自然環境との関わりについての概論的な科目とすることとする。
- (4) 申請する大学は、ECO-TOP プログラムの必修科目として、カリキュラムの総合的な知識が履修生に身についているかを評価するための科目(カリキュラム最終科目)又は安全管理・救急救命に関する科目を設定することができる。
- (5) ECO-TOP プログラムは、自然環境に関連する幅広い知識に基づいて、課題を見出し、解決する主体性と行動力を身に付けるものとする。そのため、現場の課題に基づき解決する演習型学習(プロジェクト・ベースト・ラーニング)を重視することとする。
- (6) ECO-TOP プログラムでは、現場感覚を身に付けた人材を育成するため、自然環境に関わるインターンシップを実施することとする。実施に際しては、企業、行政及びNPOそれぞれ個別の実施、あるいは複数の主体による共同での実施も可とする。
- (7) ECO-TOP プログラムのインターンシップは、インターンシップ修了後に履修生によるインターンシップの報告、ディスカッション等事後の検討を実施することとする。

第4条 教育の量

- (1) ECO-TOP プログラムは2年間に相当する学習・教育で構成され、29単位以上を取得し、学士以上の学位を得た者を修了生とする。
- (2) ECO-TOP プログラムのカリキュラムは、必修科目と選択科目とから構成される中から27

単位以上を設定することとする。

- (3) ECO-TOP プログラムのカリキュラムは、自然科学、社会科学、人文科学の三つの分野において、一つの分野につき6単位以上を設定することとする。

ただし、自然科学、社会科学、人文科学の三つの分野において、一つの分野につき6単位以上を設定できない場合でも、「人材育成の理念」を踏まえて総合的に判断し、認定できることとする。

- (4) ECO-TOP プログラムのカリキュラムは、実習・演習型の科目を6単位以上設定することとする。
- (5) ECO-TOP 総合科目として、カリキュラムの導入科目を2単位設定することとする。
- (6) インターンシップは、2単位以上を設定することとする。

第5条 教育手段・方法・評価

- (1) ECO-TOP プログラムの教育目標を達成するために必要な資質を持った学生が入学し、認定されたプログラムを履修することができるよう、具体的な教育方法が定められ、学内外に開示されていることとする。
- (2) ECO-TOP プログラムの教育目標を達成するために必要なカリキュラム及びインターンシップが設計され、学内外に開示されていることとする。
- (3) ECO-TOP プログラムの科目の授業計画(シラバス)及びインターンシップの計画が作成され、学内外に開示されていることに加え、それに従って教育が実施されていることとする。また、シラバスではそれぞれの科目ごとにカリキュラムの中での位置付けが明らかにされ、その教育の内容・方法、達成目標及び成績の評価方法等が示されていることとする。
- (4) インターンシップの実施中は、実施計画に鑑みて実施主体から大学へ報告を行い、インターンシップ修了後は、履修生によるインターンシップの報告、ディスカッション等を実施し、大学において適正に評価されていることとする。

第6条 教育・指導体制

(学科等)

- (1) ECO-TOP プログラムは、大学又は大学の専攻科の学部、学科、専攻等(以下「学科等」という)ごとの教育課程を対象とする。
- (2) ECO-TOP プログラムは、認定を受けようとする学科等の目的・性格及び対象となる教育課程・教員組織等が適当であると認められる場合に認定する。

(科目)

認定を受けようとする学科等においては、ECO-TOP プログラムに必要な科目について、全て開設することを原則とする。ただし、ECO-TOP プログラムの科目内容の水準を維持し、更に向上を図る観点から、インターンシップを除く半数まで(27単位中の13単位以下)、同一学

部の他の学科又は他学部において開設することを認める。

(プログラム・科目の指導)

- (1) 認定を受けようとする大学においては、ECO-TOP プログラムの責任者を置くこととし、ECO-TOPプログラムの各科目が適切に指導され、科目の設定等が学内及びECO-TOPプログラムに関わる教員・学生に十分理解されることとする。
- (2) インターンシップの実施に当たっては、事前に実施計画を周到に準備した上で、十分な指導が行われ、ECO-TOP プログラムに関わる教員及び学生に目的・意義が十分理解された上で、適正に指導することとする。

第7条 教員組織

(教員配置)

ECO-TOP プログラムに関する科目を担当する教員については、学科等の規模、学生の学習効果等を勘案し、必要な人数が配置されていることとする。

(必要な教員数)

必要な専任教員(講義担当教員)の割合については、自然科学、社会科学及び人文科学の各分野についておおむね2割以上とする。

(教員のプロフィール)

ECO-TOP プログラムを担当する教員については、常勤・非常勤を問わず各人の氏名、所属、学位、研究分野、学歴等が確認できる書類を東京都へ提出することとする。

第8条 教育点検・教育改善

(教育点検)

- (1) 大学において、ECO-TOP プログラムの教育目標の設定、教育課程の設定、教育の量、教育手段・方法・評価、教育・指導体制及び教員組織に即して認定されたプログラムを点検できる教育点検システムがあること。その仕組みが内外に開示され、さらに教員等からのフィードバックにより、教育点検システムが機能していることとする。
- (2) 教育点検システムは、社会の要求及び履修生、修了者の要望等にも配慮する仕組みを含み、また、システム自体の機能も点検できるように構成されていることとする。
- (3) 大学は、教育点検システムの概要及び教育点検の記録を東京都へ提出することとする。

(科目の水準点検)

- (1) インターンシップ終了後の履修生によるインターンシップの報告、ディスカッション等の実施については、検討会委員が立会うことができることとする。

(継続的改善)

- (1) 大学において、教育点検の結果に基づき、教育目標の設定、教育課程の設定、教育の量、教育手段・方法・評価、教育・指導体制、教員組織及び教育点検に即して認定された ECO-TOP プログラムを継続的に改善するシステムがあること。また、東京都からの指摘に即した改善が見られることとする。
- (2) 大学は、改善点に関わる記録等を東京都へ提出することとする。
- (3) 東京都は、大学の ECO-TOP プログラムの責任者から報告された改善点に関わる記録等に関しては、検討会に意見聴取することができる。

第9条 認定後の課程の変更

審査基準第1条から第8条までに基づき、変更の内容が認定された課程と同等以上であることとする。

附 則

この審査基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成29年11月9日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成30年12月25日から施行し、この審査基準の施行後に都が認定又は承認する大学の課程認定、更新認定及び変更承認の審査に適用する。

附 則

この審査基準は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和6年10月15日から施行する。